

## 第 175 話<差別の根>の要約と参考資料

### 第 175 話<差別の根>の要約

公健法は賠償義務者を「加害者（汚染施設設置者）」とし、鉱業法の「鉱業権者の責任」とする考えを排除しました。土呂久公害の公健法給付の財源なしという事態は、ここに起因します。中央の官僚が、山間の小集落土呂久を差別して、真剣に向き合わなかったからでした。

### 第 175 話<差別の根>の参考資料

#### 175-1 「国が住友鉱に公健法給付全額を請求へ」という新聞記事

（\*173-4と重複）

#### 1991年2月21日読売新聞夕刊の記事

「公健法給付の全額 10 億円 / 国、住友鉱に請求決定」

宮崎県高千穂町の旧土呂久鉱山による公害事件で、環境庁は 21 日までに、過去 17 年間、被害者に支払われてきた約 10 億円にのぼる公害健康被害補償法（公健法）の給付全額を住友金属鉱山（本社・東京）に請求することを決めた。公健法の被害者救済は汚染原因者の負担が原則だが、同社の賠償責任の有無は、患者側提訴の裁判で、昨年秋の和解まで激しく争われたため、請求を見合わせていた。今回の決定に同社の反発は必至だが、環境庁は和解で棚上げされた同社の賠償責任を明確化するため、裁判も辞さないという異例の強硬方針で、関係省庁と協議を終え次第、正式手続きをとることになっている。

公健法は公害被害者の迅速、公正な救済のため、昭和 49 年 9 月に施行された。国の特殊法人・公害健康被害補償予防協会が制度の運営にあたり、公害の原因者から徴収した費用（賦課金）で、被害者に療養費や障害補償費などを支払うことになっている。

土呂久公害では、49 年から慢性ヒ素中毒症患者に給付が始まり、総額は平成元年度末で総額 8 億 9415 万 4000 円、同 2 年度の給付も含めると、10 億円近くに達する。問題は財源。土呂久鉱山は大正中期に操業を始めたが、鉱業権者は転々とし、住友金属鉱山が鉱業権を取得したのは、37 年の閉山後の同 42 年のこと。46 年に公害問題が浮上、同社は一度も操業しないまま 48 年に鉱業権を放棄している。このため、環境庁も同社を公健法上の直接的な公害の原因者とは決めかね、費用の納付の請求を留保。他の公害被害者に使われる予算の運用益を土呂久に流用し、協会の経理上は貸付金として処理してきた。

一方、鉱業法には最終的な鉱業権者に鉱害の賠償を義務づける規定があるため、被害者はこれを根拠に 50 年 12 月、同社を相手取り提訴。同社は賠償責任を全面的に否定、一、二審の敗訴判決を不服として最高裁に上告した。

こうしたことから環境庁では、公健法の給付は被害者への損害賠償を立て替え払いし

たものと位置づけ、賠償責任についての最高裁の判断に注目していた。ところが、昨年 10 月 31 日、最高裁で和解が成立。同社が見舞金約 4 億 6500 万円を払い、責任問題は棚上げされて裁判は終結した。環境庁では独自の検討結果から、「住友金属鉱山には鉱業法上の賠償責任がある」と判断、立て替え払い分の返還請求に踏み切ることになった。

住友金属鉱山の鎌田達郎総務部調査役の話「請求されるというような話は聞いていないので、どうこう言えないが、基本的には公健法の賦課金を納付する立場にはないと考えている」

#### 1991 年 2 月 22 日朝日新聞記事

「土呂久公害 / 給付金、住友鉱に請求へ / 環境庁、74 年以來の 10 億円」

(略) 環境庁は最終鉱業権者の住友金属鉱山(本社・東京)に請求する方針を固めた。関係省庁と協議を進めるが、住友鉱が反発すれば、再び裁判で争われることも予想される。

(略) 環境庁は①住友鉱以前の鉱業権者で支払い能力のある企業はない②一、二審とも住友鉱の賠償責任を認めている、などから、全額を住友鉱に請求できると判断した。

(略) 横井英紀・土呂久鉱山公害被害者の会事務局長は「訴訟では三度、住友鉱の責任を認める判決を勝ち取った。これを重視したのだろう。妥当な判断だ。和解の後、患者にとっての不安は公健法の財源がはっきりしていないことだったが、救済のシステムがすっきりした」という。

#### 1991 年 2 月 22 日西日本新聞記事

「土呂久公害補償金 / 国、住友鉱に 10 億円請求へ / 『原因企業』に認定 / 拒否なら訴訟も辞さず」

(環境庁は) 国が約 17 年間被害者に支払ってきた補償給付金約 10 億円を請求するとともに、将来の補償について財源確保を求める方針を 21 日までに固めた。住友鉱側が請求に応じない場合、同庁は「訴訟も辞さない」としており、現在請求に向け通産省など関係省庁との調整を急いでいる。

(略) 今回、環境庁は「和解で決着したとはいえ、過去の判決で住友鉱側の責任が認められている」として、住友鉱を「原因企業」に認定。公健法の「汚染者負担の原則」を貫く立場から、支払い分の補償給付請求に踏み切ることにした。

土呂久公害訴訟の原告側「被害者の会」の横井英紀事務局長(40)の話 住友金属鉱山への求償が決まれば、三度の原告勝訴判決を踏まえて、患者救済の責任が同社にあることを国が明確に認めたことになる。公健法に救済の多くをゆだねている患者にとっては、給付財源が確保され、救済の仕組みがすっきりするのでうれしいことだ。

( \* 第 166 話と重複 )

1984 年 3 月 31 日朝日新聞記事

★日本鉱業協会長に西川氏 日本鉱業協会は 30 日、定時総会を開き、佐々木陽信会長（日本鉱業会長）、田中雄平副会長（田中鉱業社長）が退任、新たに西川次郎古河鉱業社長を会長に、佐藤一夫日本亜鉛鉱業社長を副会長に選任した。任期は 1 年。

1984 年 3 月 31 日宮崎日日新聞記事

「鉱業法改正求める / 日本鉱業協の西川会長 / 土呂久鉱害判決で」

西川次郎日本鉱業協会会長（古河鉱業社長）は 30 日の記者会見で、高千穂町の土呂久鉱害事件判決に関連して「閉山した後何百年も（公害の）面倒をみろというのは困る。あの悪法（鉱業法）だけは改めてもらいたい」と述べて鉱業権者の鉱害補償責任を厳しく規定している鉱業法の改正を求める考えを明らかにした。

西川会長は土呂久判決自体については「想像もしなかったほど厳しい内容」との感想を述べるにとどまったが、判決の根拠とされる鉱業法 109 条 3 項が被害発生後に鉱業権を取得した鉱業権者にも賠償責任を課して、一度も操業をしたことのない住友金属鉱山に賠償を命じたことについては「指一本触れていない人がなぜ罪人になるのか疑問」と、鉱業法とその解釈、運用について不満を述べ、今後、会員各社の意見を聞いたうえで対応を考えたいとしている。

1984 年 4 月 25 日朝日新聞記事

「鉱業否定につながる / 土呂久判決に業界反論」

日本鉱業協会（会長・西川次郎古河鉱業社長）は 24 日、宮崎県高千穂町の土呂久公害訴訟判決について、「実質的に鉱業の否定にもつながりかねず、国内での鉱山開発の意欲を失わせる」とする業界の受けとめ方を文書で明らかにした。

業界の見解によると、鉱害訴訟は大正年代から昭和 30 年代まで行われた亜ヒ酸製造が原因で生じた健康被害に対して、たまたま鉱山閉山後、鉱業権を取得した住友金属鉱山が、亜ヒ酸製造とは全く何ら関係なかったにもかかわらず、被害の賠償を求められるという特異な事件である、とまず指摘。原告勝訴の法的根拠となった鉱業法の法律解釈について、①何の稼働もしない者に鉱業権者であったというだけで、賠償責任を認めている②無過失損害賠償規定が旧鉱業法で施行された昭和 15 年以前にさかのぼり、地元の個人の操業にかかわる時代までも、すべて住友金属鉱山の責任とされた——などの点を問題だとしている。その理由として、鉱業は他産業と異なり非常に古い産業であり、鉱山としての潜在力のあるところは、なんらかの人為が加えられている場合が多い。終業しても、同じ地域で新たな鉱床の発見が何十何百年の間に繰り返されるのが普通だ。従って、昔々にさかのぼってすべての賠償責任を現在の企業に負わせるのは、実質的に鉱業の否定につながりかねない、としている。

1984年4月28日宮崎日日新聞記事

「法秩序への挑戦だ」 / 土呂久守る会 / 鉱業協会へ反論声明

土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会（落合正会長）は27日、日本鉱業協会（会長・西川次郎古河鉱業社長）の土呂久判決（3月28日）に反対する見解に対し、「一審判決を無視し、被害者の救済を切り捨てる業界の暴挙は、法秩序への挑戦である」と反論声明を発表した。（略）

守る会は、①住友鉱山は33年10月以降、当時の鉱業権者である中島鉱山の役員人事を掌握、事実上経営に深く関与していた②判決では亜硫酸製錬施設や坑内水の放置も鉱害の原因行為になったと認定している③昭和12年以前の亜硫酸製錬もヒ鉱の採掘、選鉱と連続的に行われていたのは明らか④鉱業権を取得しようとする企業は、過去どのような鉱害が発生したか、事前に調査したうえで取得するのは当然である一として同協会の見解は全く的外れの主張一と批判。

また同協会が、鉱業法の法律解釈を批判、同法の改正を求める考えを明らかにしたことについても「企業の利益追求以外、何ものでもない」と厳しく反論している。守る会は反論声明を同日、日本鉱業協会、住友鉱山、通産省に送付した。

175-3 鉱業法に鉱害賠償規定が盛り込まれるまで

1873（明治6）年7月20日 「日本坑法」公布

鉱害賠償規定なし

1890（明治23）年9月25日 「鉱業条例」公布

第59条 鉱業上ニ危険ノ虞アリ、又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ、所轄鉱山監督署長ハ 鉱業人ニ其ノ予防ヲ命シ又ハ鉱業ヲ停止スヘシ

1905（明治38）年3月7日 「鉱業法」公布

第72条 鉱業上危険ノ虞アリ、又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ、農商務大臣ハ鉱業権者ニ其ノ予防又ハ鉱業ノ停止ヲ命スヘシ

1939（昭和14）年3月23日 「鉱業法中改正法律」を公布

第5章 鉱害ノ賠償

第74条ノ2 鉱物掘採ノ為ノ土地ノ掘鑿、坑水廃水ノ放流、捨石鉱滓ノ堆積又ハ鉱煙ノ排出ニ因リテ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ損害発生ノ時ニ於ケル当該鉱区ノ鉱業権者、損害ノ発生ノ時鉱業権消滅セル場合ニ於テハ鉱業権消滅ノ時ニ於ケル当該鉱区ノ鉱業権者其ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス（略）

（略）損害発生ノ後鉱業権者其ノ鉱業権ヲ譲渡シタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者及其ノ後ノ鉱業権者ハ連帯シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

1950（昭和 25）年 12 月 「鉱業法」公布

鉱業法 109 条

- 1 項 鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によって他人に損害を与えたときは、損害の発生の際における当該鉱区の鉱業権者（略）が、損害の発生の際既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の際における当該鉱区の鉱業権者（略）が、その損害を賠償する責に任ずる。
- 3 項 （略）損害の発生後に鉱業権の譲渡があったときは、損害の発生の際の鉱業権者及びその後の鉱業権者が（略）連帯して損害を賠償する義務を負う。

#### 1 7 5 - 4 鉱業法の鉱害賠償の理論

平田慶吉著「鉱業法要義」（1937 年、有斐閣）P499

昭和 7 年の旧著「鉱害賠償責任論」において、余は「以上の如き現状を顧るときは、政府に於て速かに賠償規定を制定し、鉱業権者をして充分なる賠償をなさしめることは、一方に於て被害者鉱業権者間の関係が不必要に階級闘争化するを防ぎ、他方に於て鉱業の発達を全からしめる所以であって、従来の政府伝統的方針の如く賠償規定を設けることを避け、事件を姑息なる弥縫的解決に委することは、反って政府の目的とする鉱業の発達を阻害し、最負の引き倒しの結果を来すものといはねばならぬ。これが故政府当局に於て速かに鉱害賠償規定を制定せんことを切に希望して止まないものである」といったが、当時においては、鉱害賠償規定が果して制定されるに至るや否や、混沌として不明な状態であった。然るに被害者側の熾烈な要求と、政府当局の公正な理解とによって、多年制定を疑はれてきた同規程も、今や法律として世に出づるに至った。このことは従来の賠償関係に法的秩序を与へ、鉱業権者の行ふ賠償を合理、適正ならしめるものとして、独り被害者の幸福たるに止まらず、兼ねて鉱業権者の利益でもある。

我妻栄編著「第 74 帝国議会 新法律の解説」（1939 年、有斐閣）P54

賠償義務者は「損害発生ノ時ニ於ケル当該鉱区ノ鉱業権者」たるを原則とする。損害の原因となった作業をした者ではない。（略）これは他国の立法例にかくするものが多いといふことと、實際上そうしないと賠償の実現が困難だといふ事情に依るものである。蓋し、一方から謂へば損害の発生が何人の何時の作業に因るかを決定することは殆んど不可能に近いと共に、他方仮令この決定・証明が出来たとしても、既に当該鉱区の鉱業権を失った者に対して賠償を請求することは実効を収め得ない虞があるからである。思ふに、かかる制度は、鉱害賠償の問題を所謂「原因主義」をもって解決せず、「所有者主義」によるものと見ることが出来るのではあるまいか。鉱業権はその実施（作業）に或程度まで不可

避の危険を包蔵する。鉱害は正にこの危険の顕現である。

加藤悌二・上村福蔵・小林健夫著「鉱業関係法」（1953年、日本評論新社）P221

鉱害賠償の制度は、(略) 鉱業より生ずる不可避の危険につき社会的責任を認めようとする所謂「無過失責任」の思想を立法化したものである。

(略) どの鉱業権者の作業により損害を生じたかの挙証責任を被害者に負わせることは苛酷であるので、法律上一律に損害の発生した当時における鉱業権者(損害発生の時鉱業権が既に消滅しているときは鉱業権の消滅の時における鉱業権者)をもって賠償義務者として被害者の保護をはかったのである。

我妻栄・豊島陞著「鉱業法」（1958年、有斐閣）P277-278

鉱害賠償の問題は、これについて特別の法律のない場合には、民法の不法行為を理由として賠償を請求する他はない。しかるに、民法は、いわゆる過失責任主義に立っているので、被害者は、鉱業経営における過失を挙証しなければならないことになるが、鉱害がある程度鉱業経営に伴う不可避の災害である以上、それは極めて困難である。のみならず、鉱害は、単に鉱業技術の良否に関係するだけでなく、その地域の地形・地質・気象・農業技術の良否などとも関係するので、鉱業そのものを原因として生じた損害の範囲及び程度を確定することは、すこぶる難事である。この点でも、被害者の損害賠償請求を困難にする。

しかし、その後、不法行為における無過失責任論が台頭するに及び、鉱害賠償もその好個の事例としてとり上げられ、理論としては、鉱害についての無過失責任を認むべしとする学説が次第に有力となった。

他方、理論はともかくとして、現実の問題としては、被害者は、集団の力を頼りとし、世論の支持の下に、鉱業権者と折衝し、何等かの名目で賠償を得ている事例も決して少なくない。ただ、そこに法律的な基準がないために、往々にして、露骨な力の関係となりまたは不純な政治的勢力の妥協となるなど、好ましくない解決を見ることも稀ではなかった。

かような事情に立ち至ったので、政府も、遂に意を決し、法律的措置を講ずることとし、昭和12年10月11日(略) 鉱業法改正調査委員会官制を公布し、同委員会に対し、鉱業法の中に鉱害賠償の規定を挿入するために審議すべきことを委嘱した。(略) 昭和14年3月24日法律23号をもって公布され、旧鉱業法に第5章鉱害の賠償なる一章が加えられ、これによって、鉱害についての無過失賠償の根本観念が明かにされるとともに鉱害調停の制度が採用された。わが国における損害賠償制度発達の歴史において特筆すべき事件である。

徳本鎮「鉱害賠償」(有泉亨監修「現代損害賠償法講座」所収)より

鉱業法の第 6 章は「鉱害の賠償」について一連の規定を設けている。その中心規定は 109 条であり、(略) いわゆる無過失損害賠償責任を課している。この鉱害賠償制度は、昭和 14 年の旧鉱業法一部改正で制定されたものであり、事業災害に基づく損害の無過失損害賠償制度としては、わが国最初のものである。しかも、同制度をめぐっては、その後、臨時石炭鉱害復旧法や石炭鉱害賠償等臨時措置法などの特別鉱害法が制定されており、わが国では最も整備された事業損害賠償制度を形成するところとなっている。